

山ノ内町人材育成講座受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就職、転職又はスキルアップを目指す求職者等の職業能力の向上を支援し、もって就業機会の拡大及び地域産業の振興に資することを目的として、講座の受講に要する費用に対し、山ノ内町（以下「町」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象講座 中野市の職業訓練法人中高職業訓練協会北信能力開発センター（以下「北信能力開発センター」という。）が実施する職業訓練講座
- (2) 求職者等 労働の意思を有する者及び業務に必要な技能習得を目指す者
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請に係る対象講座を受講する時点において町の住民基本台帳に登録されている者又は町内事業所に勤務する町外居住者であること。
- (2) 町税に滞納がないこと。
- (3) 山ノ内町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 前項第1号に規定する「町内事業所に勤務する町外居住者」とは、町内に所在する事業所において常時勤務する者をいい、申請時に当該事業所が発行する在職証明書により確認するものとする。

(補助対象となる講座)

第4条 補助金の交付の対象となる講座は、町長が定める対象講座であって、受講終了後に補助金の申請をするものとする。

2 次に掲げる講座は、補助対象外とする。

- (1) 趣味、教養又は娯楽を主目的とする講座
- (2) その他町長が人材育成又は町内産業の振興に資するものと認めない講座
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象講座に係る受講料とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度等により既に補助を受け、又は補助を受ける見込みがある補助対象講座に係る受講料については、補助金の補助対象経費としないものとする。

3 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 受講者の旅費、食費、宿泊費その他の個人的経費
- (2) テキスト代、備品購入費、検定料その他受講料に含まれない費用
- (3) その他、町長が不相当と認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、1人あたりの年度内補助回数は1回までとし、2万円を上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。
- 3 いかなる理由があっても、前2項に定める上限額を超えて補助することはできない。
(交付の申請および請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として対象講座の受講終了日から起算して20日後までに、人材育成講座受講支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 受講した対象講座の修了を証する書類の写し
 - (2) 受講した対象講座の受講料の支払額を証する書類(領収書の原本又は写し等)
 - (3) 町外居住者にあつては、町内事業所に勤務していることを証する書類(在職証明書(様式第2号)等)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類
- 2 当事業は申請主義によるものとし、町からの連絡の有無にかかわらず、補助対象者が所定の申請書類を提出しない場合又は提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けない。
 - 3 交付決定総額が予算額に達した場合には、受付を終了とする。
(調査)

第8条 町は必要に応じて、補助対象者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、補助対象者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒むことはできない。

(書類の管理)

第9条 補助の交付を受けた者は、補助金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。

(免責事項)

第10条 当事業の実施にあたり、補助対象者又は交付決定者と第三者の間で発生した問題について、町は一切関与しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。